

伊豆市ホームページのバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 伊豆市ホームページ広告掲載要綱(平成20年伊豆市告示第3号。以下「要綱」という)の規定に基づき、市の管理するホームページのバナー広告の掲載について、その規格、掲載位置、募集方法及び選定方法等について必要な事項を次のように定める。

(ホームページ)

第2条 要綱第2条第1号のホームページは、伊豆市ホームページとし、そのアドレスは次のとおりとする。

<http://www.city.izu.shizuoka.jp/>

(その他の公募方法)

第3条 要綱第4条に規定する公募方法のほか、伊豆市公告式条例(平成16年伊豆市条例第3号)第2条第2項の掲示場に掲示して行う。

(規格、表現方法等)

第4条 要綱第5条第2項のバナー広告の規格は、1枠当たり次のとおりとする。

大きさ	縦40ピクセル × 横200ピクセル
形式	JPEG形式又はGIF形式(アニメーション・透過GIF形式は不可)
データ容量	10キロバイト以内

2 要綱第5条第2項のバナー広告の表現方法は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる表現を含んだバナー広告ではないこと。

ア 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現

イ アラートマークを模した表現

ウ ラジオボタンを模した表現

エ テキストボックス(入力できるように見えるもの)を模した表現

オ プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)を模した表現

カ 市の実施する事業名に類似した表現

キ 市ホームページと類似の色調及びデザインによる表現

ク その他、利用者の意思に反した動きをしたり、不快感を与えたり、誤解を与えるおそれがある表現

(2) 掲載するバナー広告は、文字色と背景色のコントラスト(明度差)を十分にとること。また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を見やすくするように配慮しなければならない。

(3) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める伊豆市広告掲載基準に適合するものであること。

(申込方法等)

第5条 要綱第6条のバナー広告の掲載の申込みは、次の各号の掲載期間の区分に応じ、当該各号の受付期間(閉庁日を除く。)に受付けるものとする。

(1) 毎年4月1日から9月30日又は翌年3月31日までの掲載 毎年2月1日から3月15日まで

(2) 毎年10月1日から翌年3月31日までの掲載 毎年8月1日から9月15日まで

2 申込みは、持参又は郵送(締切日必着)による提出とする。

3 申込に係る費用は、申込者の負担とし、申込書類等は返却しない。

(還付の理由とならないもの)

第6条 要綱第10条第3項ただし書の広告主の責めに帰さない理由には、サーバー、ソフトウェア等

の点検、修理、補修、改良等のための停止により、バナー広告の掲載が一定期間停止される場合は還付の理由とならないものとする。

(掲載料の還付)

第7条 要綱第10条第3項ただし書の規定により掲載料の還付を求める公告主は、伊豆市ホームページ広告掲載料還付請求書(別記様式)により市長に請求するものとする。

2 還付する掲載料は、日割りにより計算して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

附 則

この要領は、平成20年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月23日から施行する。

伊豆市ホームページ広告掲載料還付請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け(広告番号 第 _____ 号)で決定を受けた伊豆市ホームページのバナー広告掲載料の還付金として請求します。

内 訳	
広告の掲載できなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
算定内容	
50,000円×(_____ / _____ 日)=	円 (100円未満切捨て)
45,000円×(_____ / _____ 日)=	円 (100円未満切捨て)
40,000円×(_____ / _____ 日)=	円 (100円未満切捨て)

※ 上記3種の金額は契約時の選択肢により相違がある。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

伊豆市長 菊地 豊 様

(請求者名)

住 所

〔法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕 印

(振込先)

金 融 機 関

口 座 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義